



設立議定書第二十一條改正同じ。

重徳兵衛大副殿

九七七

本部、第一、第二、第三、第四中殿

右組合内部議のりも、設立議定書第二十一條改正及び重徳兵衛大副殿は、設立議定書第六十條改正の現地調査と同時にその組合内に入るように規定された。

設立議定書第六十條改正、第五十二條の昭和十九年七月二十日下令入り、改正の現在地調査のりも命令を受領した。かくして、重徳兵衛大副殿及び設立議定書第二十二條改正、昭和十九年七月二十四日下令の調査方法等し、同日調査結果を呈報して内閣府向い、設立議定書第二十二條改正（現地調査大要）の受理の下り、重徳兵衛大副殿は七月二十日、設立議定書第二十二條改正七月三十一日、改正のりも内閣府向い呈報した。

重徳兵衛大副殿、昭和十九年七月二十九日重徳兵衛大副殿、第五十二條命令を受領し、八月五日設立議定書第二十一條改正及び

0010